

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年4月18日

【会社名】 ローランド ディー・ジー・株式会社

【英訳名】 Roland DG Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤岡 秀 則

【本店の所在の場所】 静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号

【電話番号】 (053)-484-1200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 橋本 浩 一

【最寄りの連絡場所】 静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号

【電話番号】 (053)-484-1200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 橋本 浩 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社の連結子会社であるRoland DGA Corporation（以下「DGA社」といいます。）に対して提起された訴訟につき、和解により解決に至りましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号、第14号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

| | |
|--------|-------------------------------------------------|
| 名 称 | Roland DGA Corporation |
| 住 所 | 15363 Barranca Parkway, Irvine, CA 92618 U.S.A. |
| 代表者の氏名 | David W. Goward |

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

平成19年1月30日（DGA社）

平成22年4月9日（当社）

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

| | 和解成立時 | 訴訟提起時（平成19年1月30日） |
|--------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 名 称 | Gerber Technology LLC（以下「Gerber社」） | Gerber Scientific International, Inc. |
| 住 所 | 24 Industrial Park Road West, Tolland, Connecticut U.S.A. | 83 Gerber Road West, South Windsor, Connecticut 06074 U.S.A. |
| 代表者の氏名 | Michael Elia | Marc T. Giles |

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

当社は、画像を印刷及びカットする技術を利用した製品（以下「本製品」といいます。）の開発、製造及び販売を行ってまいりました。

当社の連結子会社であるDGA社は、平成19年1月30日、Gerber Scientific International, Inc.社より、同社が米国において取得している印刷とカットを用いたグラフィック成果物を得るための方法及び機器に関する特許権1件（平成8年7月16日登録、平成18年5月2日追加登録）の特許技術を本製品が使用しており、同社の米国特許権が侵害されているとして、訴訟提起を受けました。そして、平成22年4月9日、DGA社に加え、当社も共同被告として、訴訟提起を受けました。

その後、Gerber Scientific International, Inc.社の訴訟上の地位は、社名変更及び組織変更を経て、Gerber社に承継されました。なお、当該特許権の存続期間は平成25年7月に満了しております。また、損害賠償請求は、金額の明示はありません。

(5) 訴訟の解決があった年月日

平成29年4月18日

(6) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

当社及びDGA社は、これまでの訴訟手続きにおいて、本製品はGerber社の主張するような特許権侵害を構成するものではないと主張してまいりましたが、平成29年4月18日、相互の互譲のもと、Gerber社と合意し、訴訟手続きの過程で和解に至りました。

当社及びDGA社がGerber社に対し約12.3百万米ドルの解決金を支払い、双方がその主張を取下げ、将来も係争特許に関しては当事者間での紛争をなくすことを内容としております。なお、当社及びDGA社は、和解契約において、本製品によるGerber社特許権の侵害を認めているわけではありません。

(7) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

本和解が当社の業績に与える影響は、解決金約12.3百万米ドル（邦貨概算13億81百万円）を特別損失に計上することにより、当期の親会社株主に帰属する当期純利益が10億円程度減少いたします。

なお、解決金の支払いにより本件訴訟は全て終了し、来期以降の業績には影響はありません。